

習志野市保育士宿舎借り上げ支援事業

民間認可保育所等が、保育士の宿舎を借り上げる際に係る費用の一部を補助することで、保育士の人材確保、定着及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とするものです。

この事業は、厚生労働省の掲げる保育対策総合支援事業をもとに行っております。

- 補助対象施設：本市に所在がある、民間認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所 A 型及び B 型、事業所内保育事業所です。（以下「民間認可保育所等」といいます。）
- 補助対象者：本市の民間認可保育所等に勤務する常勤保育士（1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する方）のうち、下記のいずれに該当する方です。
 - ①平成 29 年度以降新規に採用された方
 - ②採用されてから 5 年以内の方※経営に携わる法人の役員や施設長は対象外
- 補助対象経費：補助対象施設に係る当該年度における費用で、下記に該当するものです。
 - ①賃借料（補助対象者が居住している機関に係るものに限る）
 - ②共益費又は管理費
 - ③礼金
 - ④更新料
- 補助基準額・補助率：補助基準額は、1 人あたり月額 82,000 円を上限とします。
補助率は、国 1/2、市 1/4、事業所 1/4 です。